

食品等の輸入手続について

日本の食品衛生法では、営業のために食品等を輸入する者は、販売等に供する食品に対しての第一義的責任を有するため、個人であっても検疫所に対して「食品等輸入届出書」の提出が必要となります。

ただし、個人用として使用する場合は、上記手続をおこなわなくても輸入することはできます。「個人用」とは、自分の家族のみで使用するもので、原則として10kgを上限としています。（この場合の「家族」とは、同居している親、配偶者、子供を指します。）

また10kg以下であっても、①税関が食品衛生法上の確認を必要と認めた場合、②頻繁に繰り返して輸入し、その目的が個人使用とは考えられない場合、③輸入しようとする食品等の重量が10kgを超えている場合等については、その状況により検疫所における確認が必要となります。確認の結果、当所において営業上使用するものではないと認めた場合にのみ、食品届が必要ない旨の「確認願」に押印することができます。（輸入者は、その書類を添えて税関で通関手続をおこなうこととなります。）

なお、輸入量に関わらず不特定、または多数の人に配ることが明らかな場合には、前述した食品等輸入届書を提出し、日本の規格に適合するか、否かの審査を受けなければなりません。それを守らなかった場合には、法で罰せられます。

この食品等輸入届出書には、製造者の住所、氏名、原材料、添加物、製造方法等について正確に記載する必要があります。また、必要に応じて添加物や住所や微生物について検査を行ってもらうこともあります。この検査を行う場合は、輸入者の負担により実施することになります。

過去に、検査をおこなったところ日本の基準に適合せず違反となったために、日本国内に持ち込むことができず、積み戻しや廃棄しなければならなくなった事例はいくつもあります。（この場合、処分に関わる費用等については、全て輸入者の負担となります。）

例えば添加物を例にしますと、海外では使用できるものが日本で使用が認められないものも存在します。このような時、輸入者は決まって不満を訴えられますが、日本で生活する以上は、日本の規則を遵守しなければならないことを十分にご理解の上、日本へ輸入するようお願いいたします。

なお、食品衛生法上の問題はクリアしたとしても、他の官庁が所管する法律、例えば関税法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、医薬品医療機器法等に抵触する場合があります。（食品表示も、輸入時に検疫所では指導していません。）

詳しくは以下の関係部署へ問い合わせ願います。（なお、関係部署へ問い合わせる場合にあっては、予め、外国語資料の日本語訳の準備をお願いします。）

厚生労働省 Ministry of Health ,Labour and Welfare

○ 那覇検疫所 Naha Quarantine Station

食品監視課 Food Inspection Division

TEL:098-868-4519

○ 那覇空港検疫所支所 Naha Airport Quarantine Station Branch

検疫衛生・食品監視課 Quarantine Hygiene / Food Inspection Division

税関 Japan Customs

TEL 098-863-0099 (Seaport)

TEL 098-857-0080 (Airport)

農林水産省 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

○ 動物検疫所 Animal Quarantine

沖縄支所 TEL 098-861-4370 (Seaport)

Animal Quarantine Service Okinawa branch

○ 那覇空港出張所 TEL 098-857-4468 (Airport)

Animal Quarantine Service Naha Airport sub-branch

○ 植物防疫所 Plant Quarantine

那覇植物防疫事務所 TEL 098-868-2850 (Seaport)

Naha Plant Protection Station

○ 那覇植物防疫事務所 那覇空港出張所 TEL 098-857-0054 (Airport)

Naha Plant Protection Station Naha Airport branch

県薬事担当 Okinawa prefectural Government Pharmaceutical Charge

TEL 098-866-2215

那覇市保健所 生活衛生課

Naha City Public Health Center Community Health Division

TEL 098-853-7963